

大分県報

令和元年
第三九号
九月十七日

（火曜日）

目次

告示

河川法第七十五条の規定による船舶及び工作物の保管等……………一
港湾法第五十六条の四の規定による船舶及び工作物の保管等……………二

公告

公共測量の実施（二件）……………二

○告示

大分県告示百八十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した船舶及び工作物（以下「船舶等」という。）を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和元年九月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 船舶等の名称又は種類、形状及び数量等	大分県知事 広 瀬 勝 貞	除却した日時
名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	
船舶（船舶番号二九四一五八八一）一隻	佐伯市駅前二丁目地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年七月三十一日午前九時三十二分
船舶（船舶番号二九四一〇七二九）一隻	佐伯市長島町一丁目地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年七月三十日午後二時二十九分
船舶 一隻	佐伯市常盤東町地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年七月三十日午後一時四十一分

船舶及び棧橋 一式	佐伯市野岡町一丁目地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年八月二日午後四時四十分
船舶（船舶番号二九四一七六五四）及び杭 一式	佐伯市蟹田地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年七月三十日午後三時二十九分
二 船舶等の保管を始めた日時	令和元年八月二日午後五時十五分	
三 船舶等の保管場所	佐伯市鶴谷町一丁目一二四〇九番六九 佐伯港鶴谷地区三号野積場	
四 保管した船舶等の返還		
1 返還期限	令和二年二月五日。ただし、令和元年十一月五日までに返還の申出がない場合には、船舶等を売却してその代金を保管し、又は当該船舶等を廃棄することがある。	
棧橋 一基	佐伯市駅前一丁目地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年八月一日午後三時三十一分
棧橋 一基	〃	令和元年八月二日午前十時三十九分
棧橋 一基	〃	令和元年八月二日午前十一時十三分
棧橋 一基	〃	令和元年八月二日午後二時三分
棧橋 一基	〃	令和元年八月二日午後二時四十九分
棧橋 一基	佐伯市蟹田地先の一級河川 番匠川水系中川の河川区域内	令和元年八月一日午前十一時十分
棧橋 一基	〃	令和元年八月一日午前十一時二十九分
棧橋 一基	〃	令和元年八月一日午後二時四分
棧橋 一基	〃	令和元年八月一日午後二時五十六分

令和元年九月十七日

大分県報（告示）

○ 公 告

2 返還の申出及び問合せ先
 佐伯市長島町一―二―一 大分県佐伯土木事務所管理・保全課
 電話 ○九七二―二二―三―一七―一

3 費用負担
 船舶等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶等について権原を有する者の負担とする。

大分県告示百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定により撤去した船舶及び工作物（以下「船舶等」という。）を同条第三項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和元年九月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 船舶等の名称又は種類、形状及び数量 名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所 佐伯市葛港地先の佐伯港の港湾区域内	撤去した日時 令和元年八月二日午前九時三十一分
船舶 一隻	令和元年八月二日午後五時十五分	令和元年九月十七日
二 船舶等の保管を始めた日時 令和元年八月二日午後五時十五分	船舶等の保管場所 佐伯市鶴谷町一丁目二四〇九番六九 佐伯港鶴谷地区三号野積場	令和元年九月十七日
三 船舶等の保管場所 佐伯市鶴谷町一丁目二四〇九番六九 佐伯港鶴谷地区三号野積場	保管した船舶等の返還	令和元年九月十七日
四 返還期限 令和二年二月五日。ただし、令和元年十一月五日までに返還の申出がない場合には、船舶等を売却してその代金を保管し、又は当該船舶等を廃棄することがある。	返還の申出及び問合せ先 佐伯市長島町一―二―一 大分県佐伯土木事務所管理・保全課 電話 ○九七二―二二―三―一七―一	令和元年六月二十八日から令和二年一月十六日まで
3 費用負担 船舶等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶等について権原を有する者の負担とする。	大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分県知事 広 瀬 勝 貞

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年九月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類
 公共測量（基準点測量、水準測量）

二 作業の地域
 宇佐市安心院町大字釜ノ口地内

三 作業の期間
 令和元年六月二十八日から令和二年二月十三日まで

大分県知事 広 瀬 勝 貞

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年九月十七日

一 作業の種類
 公共測量（基準点測量）

二 作業の地域
 宇佐市安心院町辻及び下毛地内

三 作業の期間
 令和元年六月二十八日から令和二年一月十六日まで